

黒井と長府扇町の不法投棄事件関連年表 2007.4~2025.10.15

年	月/日	動き	内容
H19(2007)	4月	上田敏明、下関市港湾局阪田課長に土地借用申し入れあり。	(上田を下関市議が紹介) と後の民事訴訟記録にあり。
	5月~9月	建設残土、コンクリートがら、産業廃棄物等が搬入され、放置された。 <u>(市が先に不法投棄の被害を受けた)</u>	(壱星工業(株)のトラックの出入りあり) と訴訟記録にあり。
	5月頃	山口合同ガス(株)北営業所、西日本液化ガス(株)下関支店の建物、解体届なしに解体工事始まる。	・建物の上物の解体請負は栄伸(株)であるが建物の基礎以下については(株)シモケンが請負った。それらの平成20年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の内容は産廃物の排出事業所名はデタラメでどこにも両ガス会社の解体工事から排出の事実はなく、虚偽内容を受付けている。 ・壱星工業(株)の狭い会社用地からコンクリートがら4000トン以上排出の管理票報告書提出。しかし壱星工業もシモケンも当時、建設業の無許可業者と見られる。市はそれを知りながら受け付けている。
H20(2008)	4/9	下関市が(株)ハローディ綾羅木店の開発工事を許可。同日から開発工事が始まる。 <u>開発工事は発注者が(株)シモケンとなり、元請は(有)喜崇(ヨシタカ)になっている。</u> この工事によって両ガス会社の残置物が撤去された。 ※喜崇は無許可業者であったことは黒井民事訴訟でも認められた。(株)シモケンの建設業も無許可と推定される。	なぜかハローディ綾羅木店新築工事のための開発工事がハローディ「古屋店」新築工事として同地に残留していた両ガス会社の既設擁壁、水路、舗装版等が分別解体された。 <u>同工事から建設残土等が市内黒井の金山の土地に搬入、残置されたものである。</u> なお本工事の元請の(株)シモケンは発注者となり(有)喜崇(ヨシタカ)を元請に「ハローディ古屋店新築工事」と偽装し届出ている。この工事のなかで両ガス会社の残置物の解体工事も行った。この工事は本来、ハローディ綾羅木店開発工事とすべきを両ガス会社事業所の「解体届なき解体工事」でもあるため、正規の業者に依頼出来なかったと考えられる。そして建設リサイクル法に基づく7日前迄の建設工事の届出が4日前となっていた。(建設リサイクル法第10条違反) 喜崇は無許可業者であったし、(株)シモケ

			ンも建設業の無許可業者と推定される。(無許可業者(建設業法第3条違反)は3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金。(同法47条)法人の場合はさらに1億円以下の罰金(同法53条)規定がある。なお、(株)シモケンも壱星工業(株)も無許可が推定される。PPT(9,10)
	4/15	資材(残土)置場として半年間の賃貸借契約を金山三郎は(有)膳家代表取締役を名乗る上田敏明と結び、建設残土等が搬入された。	高さ12m、約15,000m ³ の建設残土等が搬入された後、上田は行方不明となつたため、半年間の延長契約を連帯保証人の豊川毅愛(タケヨシ)と壱星工業(株)の星山廣昭の立会いで結ぶ。
	6/11	(株)ハローディが山口合同ガス(株)北営業所、西日本液化ガス(株)下関支店の跡地にハローディ綾羅木店を新築するため、敷地の約80%を占める登記簿上の農地の転用届を市農業委員会に提出し、6月13日受け付けられた。	市農業委員会が転用届を受けたが、なぜか当該土地登記手続きはしないままであった。(不動産登記法37条違反)なおハローディ綾羅木店の開発工事はこの年の4月9日から既に行われ、ここから排出された建設残土等が黒井現地に搬入された。
H21(2009)	4/2	<u>豊浦町地区管轄の小串警察署へ自分の所有地が建設残土等が不法投棄されることを訴えた。</u>	<u>当日、山本刑事他一名が現場を訪れ、山積みされた建設残土等の上でコンクリートがら等の混入を確認してもらう。</u>
	4/1 2?	<u>新しい証拠を持って小串署を訪れるも玄関払いにされた。</u>	<u>犯罪被害者に対してありえない対応であり、話を聞いてももらえなかつた。</u>
	4/16	しかし契約延長半年が過ぎて詐欺による建設残土等の不法投棄、不動産侵奪の犯罪事件となつた。	建設残土の中にはコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら等の産業廃棄物も混入していた。(5月15日の市の現場確認時写真にも撮影されている)以後、金山は下関市や下関警察署にしばしば被害を訴え続けた。
	5/15	下関市ようやく黒井の現場確認に来る。	市は産業廃棄物が混入されていることを確認しているので当時の業務報告書では廃棄物があつたことを認めている。しかし市は上田の再犯行為を問題にしなかつた。

	5/24	廃棄物対策課に不法投棄被害を訴え「捜査依頼書」を提出した。	持ち込まれた不要物は10トントラック200台分位あり、雨のたびに泥水が流出しており、環境を害するおそれがある。業者に対する行政指導及びその責任を取らせるべきと記した内容である。しかし、無視された。
H22(2010)	1/15	本事件に係る当該業者らの犯罪行為を環境省廃棄物リサイクル対策部担当者へ「行政指導ならびに行政処分を求める申告書」提出。	環境省に現場指導を求めた。
	1/26	中尾友昭市長宛に対し早急な「行政指導、行政処分を求める申告書」を提出。	上田、シモケン、壱星工業らが結託したものとして。廃掃法上の行政処分を求めた。
	2/17	中尾友昭市長は的外れの回答で「 <u>残土は廃掃法の廃棄物ではない</u> 」と廃掃法の適用を拒否し、上田の再犯行為を問題にもせず、 <u>産業廃棄物を放置した業者への「改善命令」もしなかった。</u>	市は上田による連續不法投棄事件と知りながら、その犯罪行為についてはふれずに「残土は廃棄物ではない」として廃掃法第12条(産業廃棄物保管基準違反=不法投棄、罰則あり)に反し、かつ「環境省の行政処分の指針」を守らなかった。必要な改善命令も取らず犯罪被害者の自己責任にしたのである。
	3/16	市建設委員会で実体なき(有)膳家と上田敏明、知子夫婦を民事提訴することを決める。	市建設委で平成19年4月に港湾局所管の市有地、長府扇町8番2のうち4351.09m ² を資源再生工場敷地として借り受けたい旨の申請があったが申請要件満たさず、5月に契約締結ないまま同地に土砂、がれき、産廃物を残置。提訴内容はそれらを「撤去し、同用地の明け渡しと撤去までの不法占有の損害金を請求するもの」が承認された。
	4/18	金山が上田、(株)シモケンの真部、壱星工業(株)の星山廣昭を黒井不法投棄の被告訴人として告訴状を下関警察署に提出したが不受理。	理由は聞けなかった。
	4/25	検察庁へ(有)膳家及び上田敏明、友子、(株)シモケンと真部秀昭及び壱星工業(株)の星山廣昭を不法投棄で告訴状提出。	検察庁下関支部(受け付けた清水検事)から呼び出しあり、不受理を伝えられた。

	6/8	市は(有)膳家と上田夫婦に産業廃棄物撤去を求めて山口地裁下関支部へ提訴、9月勝訴。	判決直前に市は上田夫婦を被告から取り下げる、ユーレイ会社のみに勝訴とし、6,570万円の撤去費用等は回収不能に。 (平成26年3月に当該市有地4,322m ² を市内の産廃業者に格安売却し、4,000万円以上の大損害を受けて貴重な市民の共有財産を失った。)
	6/25	金山、環境省廃棄物リサイクル対策部適正処理不法投棄対策室へ陳情書を送付。	不法投棄と認めない平成22年2月17日の下関市の回答書により、下関警察署も告訴状を不受理であり、地検下関支部も捜査をしないと明言され、環境省の左記の適正処理不法対策室へ適切、早急な判断を求めた。(文書回答なし。電話したら、「下関市は注意しても言うことを聞かない」と言われた。)
	12/7	金山は上田他業者らを詐欺、不法投棄他で下関警察署に刑事告訴したが、署は上田の私文書偽造(平成20年2月代表辞任していた)「告発」だけを受理して検察へ送られたが「微罪」で不起訴となる	下関警察署は私文書偽造だけを受理したが、両手全指、掌紋を取った。私文書偽造の事情聴取の過程で告訴でなく告発に変えられた。
H23(201 1)	6/10	<u>市は上田を刑事告訴した。長府警察署これを受理して上田並びに関係職員への事情聴取と実況見分(平成24年1月20日)をした。</u>	平成24年3月15日の市建設委員会で報告されている。
	6/29	金山は上田敏明、上田知子、豊川毅愛、星山廣昭を下関警察署に告訴状提出したが、不受理とされた。	窓口で不受理。
H24(201 2)	1/19	山口地方検察庁下関支部の検察官へ申立書提出に赴く。	平成22年4月25日、不受理の件で不受理の理由を文書回答することを求めた。片山検事が文書回答はしていませんと回答された。
		<u>下関警察署に告訴状不受理の理由の文書回答を求めたところ「下関市の回答に基づいて告訴状を受理しなかった」と回答。下関署生活安全課の永富課長と山本署員(元小串警察署員で黒井の現地確認をした署員)</u>	金山持参の申立書にメモ書きと録音あり。

	3/12	金山は法テラスを通じて北九州市の後藤景子弁護士、池上遊弁護士を代理人として契約者の上田及び工事の元請(株)シモケン、下請壱星工業(株)他各社に原状回復等を求め山口地裁下関支部に提訴。	一審では上田と壱星工業(株)の星山に全責任ありの判決であったが、広島高裁判決は契約者・上田のみの責任とした。上告したが棄却となり平成30(2018)年1月最高裁で確定。
	3/15	市建設委員会で市港湾局振興課長阪田高則より(有)膳家は過去5年間法人市民税の支払いなく、資産もない。上田知子は破産の旨説明あり。	平成24年3月15日の市建設委員会で報告されている。
	5/17	市建設委員会で市港湾局の阪田課長より上田の刑事告訴の結果報告あり、上田敏明への告訴取り下げ決定。	長府署が実況見分や <u>「行方不明」であるはずの上田</u> 並びに関係者を呼び事情聴取した結果、市は <u>上田が「廃棄物等の撤去は全て行った」との証言と、市として「土壤調査をした結果、懸念していた廃棄物も有害物等の埋設は確認されませんでした」</u> また「膳家が利用する前の現地の現状が明らかでないことから搬入されたと考えられる土砂量について明確に算出することが出来ない状況」として「刑事告訴で不動産侵奪罪が成立するほどの事件性はない」と告訴を取り下げた。 (H24-5-17 建設委員会議事録より) ※(下線部はいずれも虚偽。土壤汚染検査結果は「フッ素及びその化合物」が準値以上混入し、産廃物も混入していた) (別表参照)
H26(2014)	1/21	両ガス会社のあった敷地の約8割の登記簿上の農地6筆はすべて「昭和年月日不詳変更」所有者の錯誤により既に宅地にしていたことを法務局が認定した。	法務局下関支局は両ガス会社が使用していた土地8,909.95m ² の約8割の登記簿上の農地7,001.12m ² を「昭和年月日不詳変更」としてすべて宅地に変更した。
	2/12	小串署へ行き、飯島刑事係長に本事件の捜査状況につき質問したが納得のいく回答なし。	詐欺、不法投棄、不動産侵奪の被害を訴えているにもかかわらず動いていない。
	3/5	下関市長府扇町の港湾局市有地を地元の産廃会社に売却。	同地、4,322m ² 売却価格3,000万円。およそ4000万円以上の損害をこうむった。
	3/18	金山の兄の金山太郎氏(当時76歳)、	平成28年12月13日、中尾友昭市長他幹

		<p>中尾下関市長が家族に一切連絡もなく保護者となって医療保護入院（強制入院）とされた。(医療保護法違反)</p> <p>太郎氏は入院時から大腸がん等があつてが適切な治療は受けられないまま、翌年3月に病院で死亡、市営住宅の居室の家財道具一切が家族の承諾なしに市の要請で業者が処分した。</p>	<p>部職員を下関署に刑事告訴したが1年以上放置されたため、平成30年1月30日、金山兄事件、両ガス会社の違法行為の告訴状を検察庁に郵送した。</p> <p>・平成30年3月1日、検察庁下関支部(長谷川検事)より、金山兄の件三つ（①職権濫用、②器物損壊、③名誉棄損）は不起訴、他は引き続き調べると。11月12日に検察審査会に提出するも不起訴に。残りの④殺人、⑤虚偽公文書作成罪は結局、令和2年(2020)10月7日、検察庁下関支部・石水検事が「不起訴」と口頭で通知した。理由は「嫌疑なく罪なし」とのことであった。</p>
H28(2016)	12/13	金山、下関警察署長へ告訴状（写し）提出。	不法投棄の告訴状。写しを受け付けたがそのままになった。
H29(2017)	3/29	金山、前年12/13の告訴状(写し)が棚上げされたため再度、告訴状を提出したが、不受理。	不受理の場合はその根拠を関係法令の条項を文書で示すことを求めたがそれも拒否された。
	12/13	金山、両ガス会社を農地法違反等の不法行為で下関署に告訴したが、不受理。	下関署の署員(中野)が「時効です」と不受理。
H30(2018)	1/30	金山、両ガス会社の不法行為を検察庁に刑事告訴、以後延べ6回にわたり刑事告訴を続けた。	両ガス会社の不法行為を証拠書類を添付して出したが、棚上げにされてきており、その修正を求められ昨年7月23日に6回目の告訴状の修正提出をしている。
	7/30	金山、ハローディと山口合同ガスを黒井不法投棄における発注者責任を求めて福岡地裁小倉支部へ提訴。(原告代理人・後藤景子弁護士、池上遊弁護士)	発注者訴訟の判決は棄却。（福岡高裁控訴も棄却〈2019.3月25日〉となった。）
R2(2020)	2/19	市環境部対策課、金山氏の強い要請で黒井の現地に来たが、建設残土等の小山を元からある小山として業務報告書に記載。不法投棄、不動産侵奪の言及なし。	建設残土等の小山を元からある小山として業務報告書に記載、不法投棄の産廃物は「話を聞いた」との記録していた。撮影したコンクリートがらは比較するものもなく大きさが分かりにくく産廃物は極めて少ないとしている。
R5(2023)	2/7	市は公開質問状の本件「コンクリートくず等は産業廃棄物に当たるのではな	建設工事から排出されたコンクリートくずやアスファルトコンクリートくずは産

		いか」に対して「廃棄されたものならば廃棄物の可能性がありますが、本件残土を廃棄物とは判断できない」と詭弁を弄した虚偽公文書で回答。	業廃棄物と規定されている。これを事業者が放置することは廃掃法第12条第2項違反（産業廃棄物保管基準違反）となり不法投棄となるため、市は事業者を「改善命令」（廃掃法19条の3）すべきであるが事件以来放置。問題解決を引き延ばして被害者を苦しめるばかりである。
R7(2025)	5/12	金山、自分を犯罪被害者として下関市に申し出をし市民相談所にて相談。	当番弁護士（毎週月・木曜日）に2回相談できたがいずれも金山の代理人依頼は無理となる。
	5/22	金山、上田敏明らによる不法投棄、不動産侵奪の犯罪被害者として被害届を下関署へ提出。署はコピーを取り「なるべく早く回答する」となる。	下関警察署生活安全課の若い二人の担当署員が話しを聞いて、回答を保留した。
	7/10	下関署生活安全課の二人署員が「犯罪レベルが高く、真に申し訳ないが受理できない」と金山宅を訪れて通知。	二人の担当者ではどうにもならない、ということであり、不受理は下関署としての方針のようである。
	7/29	金山、下関警察署長宛に異議申立書を送付。 加害者による市に次ぐ再犯行為にもかかわらず、市がその被害者の訴えを無視して犯罪扱いしないことは「法の下の平等」（憲法第14条）他に違反 建設現場から排出されたコンクリートがら等は産業廃棄物と廃掃法に規定され、廃棄物対策課の現場ハンドブックにも示されている。	下関警察署は同一犯人が市に続いて市民に対して同じ犯罪行為を繰り返した事件を市からの告訴は受理しながら、金山からのものは告訴も被害届も受理しないことは、「法の下の平等」（憲法第14条第1項）に反し、「公務員の憲法尊重、擁護義務」（憲法第99条）に反する。また刑法193条（職権濫用）、刑事訴訟法239条2項（公務員の告発義務）にも違反する。 虚偽公文書を市は多発。黒井に放置された建設残土に混入したコンクリートがらについて「廃棄されれば廃棄物の可能性があるが、残土は廃棄物ではない」と意味不明の公文書回答。特定有害物質が基準値以上に汚染された土壤を「汚染されていない」とか「廃棄物や有害物等の埋設は確認されませんでした」と市建設委員会に虚偽報告したこと等の根拠を上げている。
	8/7	ジャーナリストの浅野健一氏、市廃棄物対策課を訪れ取材したい旨を伝え、その手続きについて問い合わせる。	市廃棄物対策課の浅野氏へのメールでは当面は市廃棄物対策課が窓口になるとのこと。

	8/11	金山、県公安委員会へ嘆願書送付	黒井不法投棄事件を下関警察署は告訴も被害届も不受理として事件扱いしないことは「職権濫用」（刑法第193条）であり、「法の下の平等」（日本国憲法第14条第1項）にも反するものである。下関警察署及び検察庁下関支部を指導してもらいたい旨を記載。
	8/21	下関警察署担当署員、金山宅を訪ね「不法投棄、不動産侵奪は時効」と伝えた。	金山「不法占有が続いている時効は成立しない」と反論。
	8/27	国家公安委員会に嘆願書送付	